

原子力規制委員会
平成25年度第1回政策評価懇談会

平成25年4月1日（月）

原子力規制委員会

平成25年度第1回政策評価懇談会

1. 日時

平成25年4月1日（月）14：40～16：20

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

政策評価懇談会委員

飯塚 悦功 東京大学名誉教授

城山 英明 東京大学政策ビジョン研究センター長 法学政治学研究科教授

鈴木 基之 東京大学名誉教授 東京工業大学監事

田尾健二郎 前国家公安委員 元広島高等裁判所長官

町 亞聖 フリージャーナリスト

原子力規制委員会

田中 俊一委員長

大島 賢三委員

原子力規制庁

池田 長官

森本 次長

佐藤 政策評価・広聴広報課長

山田 技術基盤課長

金子 原子力防災課長

室石 監視情報課長

熊倉 政策評価・広聴広報課企画官

須田 政策評価・広聴広報課課長補佐

4. 議 題

1. 座長の選任
2. 原子力規制委員会における政策評価について
3. 原子力規制委員会の平成24年度業務の概要について
4. 原子力規制委員会の平成25年度の政策評価について
5. その他

5. 配付資料

政策評価懇談会委員名簿

資料 1 原子力規制委員会における政策評価について

資料 2 原子力規制委員会政策評価基本計画

資料 3 原子力規制委員会の政策体系

資料 4 原子力規制委員会が平成24年度に講じた施策の概要

資料 5 平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画

資料 6 平成24年度実施施策に係る事前分析表

参考資料 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）

参考資料 2 政策評価に関する基本方針

参考資料 3 政策評価の実施に関するガイドライン

参考資料 4 目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について

参考資料 5 平成24年度実施施策に係る事前分析表（内閣府原子力防災関連）

○熊倉企画官

開始時間が遅くなりまして、申し訳ございません。定刻過ぎておりますので、これより原子力規制委員会の第1回政策評価懇談会を開催いたします。

私、事務局を務めます政策評価・広聴広報課企画官の熊倉でございます。委員の皆様におかれましては、新年度初日のお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、田中委員長のほうから一言、御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

田中でございます。

皆様大変お忙しい中、私どもの政策評価懇談会委員を引き受けていただきまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。また今日は今お話ししましたように、ちょうど新年度の最初の日、大変忙しい時期にお集まりいただき、大変恐縮しております。この政策評価は長いことこういった政府関係機関は、これを行うことになっております。この結果によって私どもの仕事ぶりとか、具体的に言うと予算とか、そういったところまで影響してくるということで、我々こういった規制委員会・規制庁の経営陣にとっては、大変重要な位置づけを持っています。

御承知のように、昨年9月19日に規制委員会・規制庁が発足してまだ半年と少しです。非常に急ピッチの仕事を続けているところです。何といたしまして、もう地に落ちた原子力規制というところの、非常に厳しい状況の中から、どうやって国民の皆様の信頼を回復するかということを中心に、取り組んでまいりました。大きな方針としては、まず事業者とか政治から独立して、科学的な知見をベースにした中立性をもって判断するという。それから今日もそうですけれども、こういった会合が全てフルオープンになっております。皆さん、なかなか慣れないところで、ユーチューブ（You Tube）で一々全てのことが全国に流れるような状況ですけれども、私も最初は大分戸惑いましたけれども、最近慣れまして、そういうことが大事なことだと、だんだん自覚できるようになってまいりました。

そういうことで進めてきましたけれども、新しい安全規制基準をミニパブコメ、少しプレリミナリーなパブコメを出しまして、4月間もなくですが、法令上の正式にパブコメに出して、それをベースにこれから実務評価に入っていきます。それから原子力防災につきましては、やはり今度の事故を踏まえて、住民の防災をいかに確保するかということが大事なので、全面的な指針の見直しを図りまして、それをもとに各地方の関係市町村、自治体に防災計画の策定をお願いしています。まだ十分でないということが新聞等では言われていますが、何とか少しずつでもきちっとしたものを作っていきたいと思っています。

このほか、福島事故を起こした原子炉は、普通の炉と違いますので、いろんな不安定な要素がご

ざいますので、それをいかに安全を確保してリスクを低減化して、早く廃止措置を進めるかという観点、その事業者が行うことについての安全確保という点でも、大きな仕事になっております。このほかに、核セキュリティという業務が原子力委員会からこちらに参りましたし、今日から保障措置業務とそれから放射線モニタリングといった、放射線障害防止法に関わるところが、こちらに移って参りました。ですから、いわゆるスリーエス（3S）という部分が、全部私どもの所掌になりましたということで、これから非常に仕事の範囲も広がっていきます。大変難しいところもあろうかと思いますが、着実に進めていきたいと思っております。

そういう意味で、厳しいと同時に適切な御指導をいただきますよう、改めてお願い申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○熊倉企画官

続きまして、懇談会委員の御紹介をさせていただきます。五十音順で失礼いたします。

最初に、東京大学名誉教授、飯塚悦功様でいらっしゃいます。

東京大学政策ビジョン研究センター長、法学政治学研究科教授、城山英明様でいらっしゃいます。

東京大学名誉教授、東京工業大学監事、鈴木基之様でいらっしゃいます。

前国家公安委員、元広島高等裁判所長官、田尾健二郎様でいらっしゃいます。

あと、現在到着が遅れておりますけれども、フリージャーナリストの町亞聖様が委員に御就任いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、規制委員会側の出席者の紹介をいたします。

今、冒頭御挨拶申し上げました田中俊一委員長です。

大島賢三委員です。

原子力規制庁、池田長官でございます。

同じく、次長の森本でございます。

政策評価・広聴広報課長の佐藤でございます。

技術基盤課長の山田でございます。

原子力防災課長の金子でございます。

監視情報課長の室石でございます。

続きまして、今日の議題について御説明いたします。議事次第を御覧ください。今日の議事といたしましては、1番目に座長の選任、2番目に原子力規制委員会における政策評価、3番目に原子力規制委員会の平成24年度業務の概要について、議題4として原子力規制委員会の平成25年度の政策評価について、でございます。

続きまして、資料の確認をいたします。

同じく下に配付資料とございますけれども、冒頭懇談会委員名簿がございまして、資料1が政策評価について、資料2が政策評価の基本計画、資料3が規制委員会の政策体系、資料4が平成24年度に講じた施策の概要、資料5が事後評価実施計画、資料6、横長のものが事前分析表になっております。あと参考資料が、1から5までついております。過不足なければ、よろしいでしょうか。

あと本日の会議でございまして、原則に従いまして公開で実施をいたします。一般傍聴の方がいらっしゃいますし、生中継を現在行っております。資料・議事録についても、ホームページで公開する予定でございます。

では、最初の議題に参ります。最初は座長の選任でございます。座長につきましては、事務局の方といたしましては、御経歴の最も長い鈴木基之先生にお願いしたいと存じ上げますが、各委員いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○熊倉企画官

ありがとうございます。

では、おそれ入りますが、以後の進行は鈴木座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木座長

経験が長いという説明がございましたが、正確には年が一番上と、それだけのことだろうと思えます。この分野に関しましては、いろいろな経験をお持ちの方がいらっしゃり、またそれぞれこれまでのいろいろなバックグラウンドをお持ちの上で、新しい規制文化を作っていくという、新しく生まれました規制委員会を、いかに私たちが後押しをするかということが、一番重要なことだろうと思っておりますので、そういうことで進行係を務めさせていただければと思っております。

先ほど田中委員長のほうからございましたように、安全確保あるいは事故の影響緩和のため、さらに、危機管理体制の整備のための、いろいろな規制をどう準備するか、基準をどう準備するか、非常に大事なところへ差しかかっておりますが、何しろ規制委員会が生まれてからまだ実質半年少しぐらいでしょうか、そういう意味ではこれからどういう形で十分に活動していただくか、そういうような意味で、私たちはいわば背中を押させていただくというのが趣旨ではないかと思っておりますので、是非委員の皆様方もよろしく願い申し上げたいと思えます。

そして何よりも原子力規制行政に対する信頼の確保、これをどういうふうに作り上げていくか、これがやはり国民の皆様が一番の関心、非常に重要なところだろうと思えますので、その趣旨に沿って

私たちも協力をさせていただければと思っております。

それでは、早速準備されております議題に入らせていただきたいと思います。大きなものが三つございます。最初は、議事次第の2番、原子力規制委員会における政策評価について、この政策評価は各行政の仕組みの中でそれぞれ位置づけられているわけですが、この原子力規制委員会における政策評価がどのような趣旨でどうなっていくのか、これをまず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○熊倉企画官

承知しました。事務局のほうから資料1、資料2、資料3に沿って説明させていただきます。

最初、原子力規制委員会における政策評価についてということで、政策評価の基本的な枠組みについて御説明をいたします。1番目、政策評価とは、というところでございますが、行政機関の事務・事業等の政策について、行政機関が自ら評価し、その結果を政策の企画立案等に反映させるものでございます。国の全ての行政機関は、政策評価法という法律に基づいて政策評価を実施することとされております。

2番目、政策評価の種類でございますが、事前評価と事後評価というのがございます。事前評価と申しますのは、規制の新設・改廃等について、政策決定に先立ってその効果等を把握し、政策の採否や実施の可否の検討に活用するものでございます。事後評価につきましては、政策の決定・実施後に、その効果等を把握し、政策の見直し・改善や新たな政策の立案や実施に活用するものでございます。この事後評価は、毎年度実施することになります。

実施主体のところでありまして、原子力規制委員会が自ら自己評価をするというのが基本になります。政策評価の実施に当たりましては、政策評価に関する基本計画（概ね5年ごとに作成）それから事後評価の実施に関する計画、毎年作成するものを定めまして、さらに政策体系を明らかにするということになっております。評価の実施に当たりましては、本日お集まりいただいております外部の有識者の方に、政策評価懇談会という形で御意見を聴くという形になっております。

4番目、当面のスケジュールでございますが、1月9日の原子力規制委員会におきまして、先ほど申し上げました政策評価基本計画と政策体系について決定をしております。それから3月27日、25年度の事後評価実施計画について、規制委員会において決定をいただいております。そして本日、4月1日、第1回の政策評価懇談会ということになります。

今後につきましては、24年度施策の事後評価というものを庁内各課で実施をしております。概ね7月ぐらいには、事後評価書の案というのを取りまとめまして、また、この政策評価懇談会第2回を開催させていただいて、御意見を聴きたいと思っております。さらに修正等の御意見があった場合には、

第3回目の懇談会を8月ごろ開催し、最終的には規制委員会において事後評価書の決定・公表するというスケジュールでございます。

資料2が、今申し上げた基本計画でございます。ちょっと内容が多いものですので、先ほどの資料1で御説明できていない部分を補足したいと思います。

第2に政策評価の実施に関する方針というところがございしますが、一番最後のパラグラフで、政策評価の導入により、政策体系を明らかにするとともに、「企画立案（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」という、いわゆるPDCAサイクルを回していくというのがポイントでございます。期待どおりの成果を上げていないという評価がされれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案に反映させていくという、そういうことになっております。

それから第3番目の政策評価の観点に関する事項ということで、どういう視点で評価をするかですが、基本計画では三つが挙げられています。必要性・有効性・効率性でございます。次のページですが、必要性というのは、対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ等に照らしたときの妥当性を評価するというものです。それから有効性は、当該政策に基づく活動により得ようとする政策効果と、実際に得られたないしは得られると見込まれる政策効果の関係を見るものでございます。効率性は、当該政策に基づく投入資源と、それによって得られる政策効果との関係、費用対効果がよいものになっているかどうかをチェックするものでございます。

それからちょっと飛びまして、ページが入っていませんが、2枚目の裏に第8というのがございます。政策評価をした結果についてでございますけれども、第8でございますが、予算要求であるとか、事業決定、機構定員の要求、それから法令による制度の新設・改廃等、そういったものに活用し、反映させるという、ここがポイントになります。

それから第9、情報の公表でございますけれども、政策評価の評価結果というのは、ホームページに掲載して積極的に行ってまいります。特に、この評価書、評価書要旨、政策評価の結果の政策への反映状況ということは、積極的に公表することになっております。

それから進みまして、資料3でございますが、1月9日に基本計画を決定した際に、あわせてこの政策体系というものも決定しております。原子力規制委員会の究極の政策目標といたしまして、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を掲げました。これに基づく施策の目標、これが政策評価の実施単位になりますけれども、三つのまとまりにしております。

一つ目は「原子力・放射線施設の安全確保」ということで、今行っています新規制基準の策定であるとか、そういった法律に基づく規制の着実な実施というようなものが該当いたします。それから2番目が「危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和」ということで、原子力災害対策指針を見直す作業

を進めておりますが、こういった、いざ危機が起こった際に、どう対応していくかという体制を整備する、運用していくというお話でございます。それから三つ目が「原子力規制行政に対する信頼の確保」ということで、規制委員会設置のきっかけとなりました独立性・中立性というのが担保されているか、意思決定過程が透明になっているかどうか、さらに専門的な人材というのを、どう育てていくかといった横断的な事項が、このくくりに入ると考えております。

概ねこういった枠組みで政策評価を進めていきたいと考えております。議題2についての説明は、以上でございます。

○鈴木座長

ありがとうございました。この資料1、資料2、資料3に基づいて、今、御説明いただきましたが、この原子力規制委員会における政策評価についてということで、この御説明に関しまして、委員の方々からいろいろ御質問あるいは御確認というようなことがあるかと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ城山委員。

○城山委員

2点確認させていただければと思うのですが、一つはこの懇談会のミッションは何かということですが、多分日程調整のことも絡んでいるのかもしれませんが、事後評価の実施計画は既に決められていて、その後開かれているわけですが、基本的な評価自身は行政機関自身が自ら行うという話なので、おそらく本来であれば、基本計画を最終的に意思決定する前に、若干我々が意見を言うというのが、本来の順序であったと思います。その後、実際に自己評価していただいた後に、それについてコメントを言うというのが、おそらく今後、2回目、3回目に想定されるものかと思いますが、本来であれば多分順序は逆のほうがよかったのかもしれませんが、ここのミッションというのは、特に今回は、基本計画についてコメントなりあればするという、そういう位置づけでいいのかどうかというのが1点です。

それからもう一つ、政策評価で事前評価と事後評価があるということでしたが、おそらく今の第2回、第3回の設定を見ていると、基本的には事後評価をしていただいたのに対して我々が意見なりコメントをするということが、基本なのかなと思うのですが、ただ、今の資料1の説明だと、事前評価、事後評価がありますと両方言われているので、その事前評価について何かコメントをするということもあり得るのかという点はどうかということですが、

特に、今の御説明いただいた資料2の2ページ目の第5ですか、事前評価のやり方というの、基本計画に書かれていて、特にこれは法第9条に基づき云々かんぬんとか、その下に書いてある評価の対象というのはどうなるのかというのは、よくわかりませんが、これ理論的に詰めるといわゆる規制インパ

クト分析というものだと思うのですけれども、そうすると例えば今、まさにやられているような安全規制の改定みたいな話というの、潜在的な対象になり得るのかもしれない。ただし、形式によって例えば何が対象になるかというのは、法律なのか、規則レベルなのかとか、もうちょっと違う形式ものも入ってくるのかということもあると思うので、我々がコメントするかということと、そもそも事前評価の対象が、何がこれによってカバーされるという理解なのか、ちょっとその点、御確認いただければと思います。

○熊倉企画官

では、私の方からよろしいでしょうか。

御質問ありがとうございます。まず、この懇談会のミッションということでございますけれども、一番中核となりますのは、24年度施策の事後評価を、これから実施しますので、7月、8月に作る評価書の案についての御意見というのがメインになります。その前提として、おっしゃるように基本計画と事後実施計画、これについては既に規制委員会のほうで決定をしまっているという、ちょっとそこは御指摘のとおりで恐縮ですけれども、ここについても、もちろんこの場でいろいろ御意見いただいて、我々のほうも柔軟に対応したいとは思っています。形としては基本計画と実施計画については、規制委員会の自己評価に枠組みとして既に決定はしてありますけれども、これに基づいてどう具体的に評価していくかという議論の中で、実施計画の中身についても御意見があれば対応してまいりたいと思います。

それから事前、事後についてでございますが、現在、規制委員会の方で規制基準の策定というのをやっておりますが、これに基づく法律が既に昨年の6月に国会で成立をしております、本来はまだ規制委員会ができる前に事前評価すべき事項でございますので、これについては形のことで申し上げれば対象になりません。今後また法改正をするような場合になれば、事前評価のお願いをするという形になります。そういう意味では、今回、規制の事前評価は形としては想定はしていないということになろうかと思えます。事後のほうは、これは毎年度ですので、今回の対象になると考えます。よろしいでしょうか。

○城山委員

私も正確に理解していませんが、規制インパクト分析の対象は、おそらく法律案になるようなものだけだったでしょうか。ガイドラインでは、おそらくつまり法が前提になってその後でその規則制定とか、多分そういったものの潜在的な対象になり得るような書きぶりになっていて、ただ、どれくらいきちっとやるかというのは、私の理解する限り各省庁でかなりばらつきのある世界だと思います。

こういう安全規制の分野で言うと、安全とは極めて重要な目標なので、それが最重要であるという

ことは確かですけれども、そのときにどのぐらい規制コストなり社会的コストをかけるかという、実は詰めていくと重要な話で、これは逆に言うところここでコメントする云々かんぬんという話以前に、むしろ規制委員会としてそういう個々の規制を作っていくときに、それがなぜ適切かという説明をどうされるのかということに関わってくるのだと思います。多分そこでは、個々の法律レベルではない、もうちょっと具体的なレベルでの規制について、こういう規制インパクト分析的なものをどうやるかという点は、おそらく潜在的な課題としては残っていて、ただ、それをどこまでやるかというのは、ガイドライン運用上必ずしも一律ではないということなのかなと思いますので、ちょっとその辺り、御確認いただければと思います。

○熊倉企画官

ありがとうございます。法律上の仕切りで言いますと、新しい制度を法律で作るときに、国会にかける前に役所として規制のインパクト分析をなささいということになっていますので、基本的にその時点でやるべきだったものでございます。ただ、そのとき規制委員会がなかったもので、現にやっていない状態にありまして、これから規則を作っていくという状態です。

そういう意味では、法律に基づく手続として必ずやらなくてはならないという状態ではないのですが、おっしゃるように費用対効果はどうかという御指摘は、どのみち指摘はされ得る問題ですので、もしそういう御指摘が今後の議論の中で、この懇談会でも出れば、それはお答えしていかなくてはいけないものだと認識しております。

○鈴木座長

私たちとしては、政策評価、これちょっと「事後」という言葉が果たして適切なのか、事後といいますと、事が終わって、本当に大きな成果、アウトカムがどれぐらい出たのかぐらいの議論をするのが、本当は事後でしょうが、毎年毎年、今年はどうだったというチェックを、私たちがしないといけないのかというのも、ちょっとつらいところもあります。むしろ何らかの評価の成果をどういうふうに次のステップに活かすことができるかというところが重要で、それがなければ、我々も非常に評価をしながら無力感を感じるだけで、そういう意味では、規制委員会が一生懸命おやりになるところを、どういうふうに私たちがある意味では側面援助ができるかというところが大事なかなと思いますが、そういう意味では城山先生おっしゃったように、むしろ事前でいろいろな議論をして、それを活かしていただくというステップが、1段階どこかにあると、それが本当に規制委員会のほうでどういうふうに活かされて、それがどうなったというような、全体としてのキャッチボールになっていくのかなという気がしております。

行政コストとして、いろいろな政策の有効性というようなことは、まずは規制委員会で多分十分に、

あるいは事務局のほうで十分に検討していただくことだろうと思いますので、それは少し高い見地からといたしますか、一步距離を置いたところから私たちは見させていただくという、そういうことによるのかなど、そんなふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、飯塚委員。

○飯塚委員

これからお話を伺っていけばわかると思うのですが、一般的に考えて、この手の評価は非常に難しいと思うのですが、例えば総合的なアウトカムが出てきたときに、それは何を評価しているのかというと、多分この国全体の規制も含めた、様々な人の活動全部を現しているわけで、そのときに私たちはどのような政策を決定し、どう実施してきたか、それは実施だけではなくて、どんな活動をしてきたかということ、直接測ろうと思ったら、その部分に焦点を当てなければいけないわけで、それを総合的な指標からどうやって抜き出しするのかとか、様々な難しい点があるわけと思うのです。

そう考えたときに、この手の評価をどうすればいいかということに関しての粗々の方法論みたいなものというのは、既に確立しているのか、こんなふうに見ればいいと確立しているのか、それともそれも含めて、私たちはこの側面はこんなふう測るべきであるとか、この結果こんなふうにして解釈すべきであるとかということまで、全部コメントしていかないといけないのか、どのようなスタンスにあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○熊倉企画官

評価の方法論につきましては、ちょっと私どももまだ不勉強なところがありまして、なかなか確立はしていないのかなと思っています。後ほど議題の4で実際の政策評価のやり方について御説明しますが、定量的にこういった政策を打ったからこういう効果があったとわかるような仕組みが、なかなか見出せないところがありまして、どういう形でお示しをしたら、国民の皆様によくやったという評価をいただけるのか、その方法論はやっぱり試行錯誤しているところがございますので、その点について御提言いただけたら非常にありがたいと思っております。

○鈴木座長

逆に、議題4で出てくる、こういう事前分析表みたいなものが本当にそういう意味での哲学を背景にしてできているのかという辺りが、ちょっと不安なところがありますよね。だから、よくある大学評価でもそうですが、本当は通信簿をつけるみたいなものではないはずですが、当面はこういうところからスタートして、おいおいもう少し改善、改良といいますか、ステップアップしていくという、そういうことにせざるを得ないのかなと思います。

では、基本的な問題からいろいろと今の段階で議論を始めると、これはもう先へ進まないような気

もいたしますので、おいおいこちら側としても事を進めながら学んでいくというか、学びながら進めていくというか、そういうことにせざるを得ないのかなという気もいたします。

そのほかよろしいですか。それでは先へ進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の議事次第の3番になりますが、原子力規制委員会の平成24年度業務の概要について、これを事務局のほうから説明お願いいたします。

○熊倉企画官

では、続きまして資料4に沿いまして、平成24年度に講じた施策の概要について御説明いたします。

最初に原子力規制委員会の発足でございます。発足の経緯でございますが、皆さん御承知のとおり、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえまして、原子力利用の「推進」と「規制」を分離する。規制事務の一元化を図る、専門的な知見に基づき中立公平な立場から、独立して規制を行うという、そういう趣旨の行政機関として、昨年9月19日、環境省の外局として原子力規制委員会が発足いたしました。

組織の理念といたしまして、先ほど申し上げたように1月9日の政策評価基本計画を作った際に、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」というのを政策体系に位置づけるとともに、組織のミッションとしても位置づけをいたしました。さらにこのミッションに基づきまして、五つの活動原則、透明性であるとか独立性であるとか、そういった活動原則を掲げまして、規制委員会の、さらには規制庁職員の組織理念として我々は持っていくということを決定いたしました。

定員・予算でございますけれども、これは24年度末現在ですので、ちょっと今日から変わっておりますが、3月末では定員473名、予算としては377億5,500万円ということでございます。これまでほぼ毎週のように規制委員会を定例で開催いたしまして、必要な審議、評価を行っているところでございます。

次のページ、原子力施設の安全確保ということで、先ほどの政策体系の1番目の柱になります。最初に福島第一原発の事故対応ということでございます。規制委員会発足の契機となりました重大な事故でございますので、力を入れて取り組んでおります。具体的には昨年の11月7日、法に基づく「特定原子力施設」に指定をいたしまして、どういう措置を講ずべきかという事項を提示しております。これを受けまして、現在、東京電力から提出された実施計画、いわば作業計画のようなものでございますが、それを審査している最中ございまして、外部専門家を含む構成メンバーからなります「特定原子力施設監視・評価検討会」というのを順次開催をしております。それから平成25年3月6日、福島第一原発事故による住民の健康管理のあり方、具体的な事務は環境省本省の方でやっておりますけれども、そのあり方について検討チームで検討し、委員会としての提言を行ったところでございます。

続きまして、安全確保②でございます。規制の見直しでございます。事故を踏まえまして、原子炉等規制法の改正というのが、昨年6月の国会でされておりまして、シビアアクシデント対策も含めた、原子力発電所の新たな基準を作ることになっております。この基準づくりというのが、今まさに作業中でありまして、検討チームをいくつか設けまして、骨子案という形でまとめたものを、パブリックコメントの募集にかけたところでございます。

今年度に入りまして、規則条文案の形に早急にまとめまして、さらに正式なパブリックコメントを実施する予定でございます。法律の施行は7月までということでありますので、これに向けて取り組んでおります。それから試験研究用原子炉等については、平成25年12月が施行期日になっておりますので、この作業もスタートをしたところでございます。さらに規制が実現しようとする「安全目標」というものについても議論をスタートいたしました。

続いて③でございます。敷地内破砕帯調査というものですが、報道等でもよく取り上げられていますけれども、活断層があるかどうかという調査でございます。これは規制委員会発足前の保安院の時代から指摘をされています6か所のサイトがございますが、現在、敦賀、東北東通、大飯の3か所について、規制委員会による調査を実施中でございます。これについては外部有識者からなります評価会合を設けまして、外部有識者の御意見を聴いているほか、事業者からのヒアリングも実施しまして、科学的・技術的な根拠に基づいて今後評価をしていく予定でございます。

それから施設の安全性の点検ということですが、これは法律を粛々と厳格に執行していくというものでございまして、24年度は18施設、5施設、それぞれ法律に基づく定期検査というものを実施しております。さらに保安規定順守状況を検査するいわゆる保安検査というものも、62施設について実施しております。それから故障等のトラブルというものの報告というのは上がってまいりますが、これまでのところ24年度は7件でございます。ただし、外部への放射性物質の漏えいが起こるような、そういう重い故障等は起きておりません。

続いて、2本目の柱になります危機管理体制の整備でございます。この体制整備につきましては、規制委員会が発足しました9月におきまして、同時に原子力基本法、原子力災害対策特別措置法の関連法令も改正がされ、「原子力防災会議」「原子力災害対策本部」など、新たな枠組みが構築されたところでございます。これが実際に動きますように、いろいろマニュアルの整備というのがございまして、昨年10月19日、原子力災害対策マニュアルというのを策定しております。

次に、裏面に参りまして②でございます。規制委員会の原子力災害対策で、特に重要なものは指針の策定というのがございます。これが各地域の防災計画の基本となるものになります。これについては昨年の10月31日、指針を一旦策定いたしまして、さらに2月27日、避難等を行う具体的な基準も盛り

込みまして、指針の改定を行ったところでございます。今後、各自治体で地域防災計画の策定というのが進んでいくというところになります。政府としてもこれを支援していくという立場でございます。

次に、③でございます。緊急時対応への取組ということで、規制委員会といたしましても、警戒事象等が発生した際の「初動対応マニュアル」というのを決定いたしまして、現場に参加する訓練であるとか、呼集訓練、呼び出しをする訓練、それから官邸との情報伝達訓練等、順次実施しております。さらに事故の際に適切にモニタリングができるということが大事でございます。原子力規制事務所、規制委員会の出先でございますが、モニタリングカーを配備するなど、体制を整えているところでございます。

それからモニタリングにつきましては、毎週、1週間ごとに取りまとめ解析をいたしまして、さらに1カ月ごとに解析結果を規制委員会の場で評価し、公表するというをやっております。それから核セキュリティ、核物質防護に関しまして、75件、24年度変更認可等を実施いたしました。さらに今年3月4日、「核セキュリティに関する検討会」を開催いたしまして、今後の核セキュリティの政策のあり方についても検討を始めているところでございます。

次、三つ目の柱、信頼の確保に向けた取組でございます。透明性・中立性の確保ということですが、今日の懇談会もそうですけれども、会議の原則公開ということ、ほかの議論の場でも行っております。それから被規制者との面談、電力会社等でございますが、こういったものについても概要、議事要旨を作りまして、ホームページ上で原則公開をしております。それから行政文書については、開示請求を待つことなく、積極的に公開するというスタンスでございます。

さらに報道向けに記者会見を幅広く実施しています。委員長は週1回、それから規制庁報道官というのが森本次長でございますが、週2回、定例で行っております。それから中立性に関しましては、規制委員会の委員の在任期間中の行動規範、これは第1回の委員会で決定をいたしました。さらにいろいろな検討チームに参加される外部有識者の選定に当たっても、中立性が保たれるような要件というのを作って実施をしております。

次に最後のページですが、信頼の確保に向けた取組②でございます。人材の確保ということで、専門性の高い、事業者と渡り合える人材をいかに確保し、育成していくというのが課題になっておりました。専門研修等を実施しております。それから独立行政法人原子力安全基盤機構というのが規制委員会の所管法人になりますが、ここの専門性に注目して連携して、規制組織全体として人材を確保していくという取組を検討しております。

国際的な取組でございますけれども、発足早々から規制委員会委員、大島委員でございますが、各

国の原子力規制機関を訪問していただきまして、連携をスタートいたしました。さらに昨年12月の「原子力安全に関する福島閣僚会議」という大きなイベントがございましたが、規制委員会、田中委員長が出席しまして、基調講演、情報発信をしております。それから具体的な協力に関する二国間取り決めというものをアメリカ、フランスとの間で既に調印をしております。さらにアメリカ、イギリス、フランスの原子力規制機関のトップとしての経験をお持ちの3名の有識者を国際アドバイザーとして委嘱し、一度この規制委員会の場でも御意見を聴くというような機会を設けております。

以上ざっとでございますが、24年度の施策の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木座長

今の御説明につきまして、平成24年度の業務ということですが、こういうことをおやりになったと。それに関しまして御質問等ございましたらお願いいたします。

まずそれでは、私から初歩的なところを伺いたいのですが、この項目は一体どういう形でこういうふうを選び出されたのか。その辺をむしろ田中委員長の問題かもしれませんが、先ほどの三つの背景がございました。その項目に沿っていろいろと拾い出されたものが、具体的な予算がついた事業になっていったと、そんなことと理解してよろしいですか。

それとも、ここでは例えば規制庁そのものの、先ほど最後のところで国際的なお話がありました。規制庁を本当にもっと国際的な機関に持ち上げていくぐらいの、職員の方々も、もっと外との交流を深めていくとか、例えばそういうような政策の選択もなされていいのではないかと思うのですが、今はこういう形になっているというのは、何かその辺のところで政策選択の検討は、どういう形でなされているのかという辺りは、どうでしょうか。

○田中委員長

御承知のように、この規制委員会の役割というのは、ある程度すぐにやらないといけないミッションが非常にありまして、まずそれを中心に、今までこの半年進めてきたというところがあります。

それで、今、御指摘のように、今後国際化とか人材育成ということも、もっとやらなければいけないというのは、ある程度承知しているのですが、国際化のほうは少しずつ大島さんを中心に進めていただいておりますが、まだ十分ではない。それから、人材育成とか国際的な交流を含めた人材の育成というのは、これはまだまだ遅れているというのが実態です。それで、今回評価をしていただくに当たって、この政策体系として実際進んでいるものをどういうふうに整理して評価していただいたらいいのかというところで、こういう資料の作成になっていると御理解いただければと思います。

○鈴木座長

当面はこの24年度のいろいろおやりになった施策の評価を、7月までにというような形で進めること

のようですが、あまり哲学に立ち戻ってというよりは、それぞれが具体的にどうだったかという、そういう評価のほうも、何となく歯切れが悪い形の評価になってしまっても当面はしようがないと、最初の年ですから、そういうところから入るしかないということでしょうか、どうでしょうか。

○飯塚委員

非常に賢い人が集まっていて、やらないといけないことは結構明確になっているときに、ある意味では頭の中でいろいろ目的、手段関係考えながら、これをやるべきだろうと思ってやってきた、ここに施策例と書いてありますから、多分これをやらないといけないのだろうということを考えているわけだけど、多分頭の中で考えているのは、政策目標というのが存在していて、これをするためには、すなわちこんなことをすることに違いないということで三つ挙げている、もしくは分野ごとに三つ挙げていて、その後が問題だけど、一つの政策目標に対して、例えば一番下に原子力規制行政に対する信頼の確保ということとは一体何が達成されることなのかということ、概念的に分解してみる、あるいはこれをするためには、こんなことをしなければいけないのだということを挙げてみる。

これが多分目標の分解だったり、目標の方策への展開だったりするわけで、今度はそれらの施策というものを、もっとブレークダウンしてみたときに、こんなリストができ上がってくると。やり方もいろいろだけど、このようなことを全部やったときに、一体全体我々が抱えているこの政策目標とか施策目標というものが、どのぐらい達成できるのかということ、多分足し算するなりしてチェックしていると思うのです。

そういうことまでも、これから評価の中でやることになるのでしょうか。このままいくと実施したことに関して、どこまでできたかということの報告がなされていて、このぐらいできましたということになるのだけど、それでは本当に理念なり、政策目標として挙げたこと自体が、どのぐらい達成できているかというのは、実はわからないわけではないですか。それがどの施策例によってできたのかということに関係を捕まえていなければいけないわけけれども、そのことまでやらなければいけないと思ってよろしいのですね。

○池田長官

今、御指摘のとおりでございます。そういうところまで御議論いただければ大変ありがたいと思っております。私どもの作っているペーパーは、先ほど熊倉の方から説明いたしました、資料3の政策体系に基づいて作っているものですが、まずしなければいけない最初のことは何かという、優先順位で書いております。

施設の安全確保というのが十分でないというところから、福島事故が起こったという反省から、その施設の関係、そしていわゆる原子力安全神話というものがあつたために、いろいろな防災体制も

不十分であった。危機管理体制が不十分であったという反省から、二つ目の危機管理体制の問題が挙げられておまして、確かに今座長のほうからお話のありました人材育成、国際協力など、いわゆる能力をもっと向上させて、国民の信頼を勝ち取るという部分が、やや後回しになっているという御指摘は、そのとおりだろうと思います。そういう意味からは、それを達成するためにどうすればいいかという、いわばかなり細かな指導についても、御指摘いただければ大変ありがたいと思っております。

○田中委員長

例えば信頼性確保ということで、先ほども御説明、いろいろこうやって公開でやっているのですが、それで十分なのかどうか、もっとこういうこともあるのではないかとか、いろいろ特に我々自身はよかれと思ってやっていることでも違うかもしれないので、座長がおっしゃるように、最終的には少し簡単な紙にまとめていただくのかもしれませんが、その途中においては非常に哲学的な物の考え方の根本に触れるようなことも御指摘いただければ、我々としてもそれを参考にして、いい意味で今後の進め方に反映できるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木座長

何しろ非常に大きなといいますか、大変な目標を、ここでは三つにブレイクダウンして書いてありますが、半年や1年でできるわけがないテーマですね。どれぐらいの年限で、どういうふうにごう作っていくかという時間軸も含めて、しかもそれぞれのやるべきことが、個別ごとにまた時間軸を持っているというか、例えば福一（東京電力福島第一原子力発電所）はいつまでにどうしなければいけないという、そういうようなものも含めて、いろいろあると思いますし、安全基準はもうすぐにも作らなければいけない。

だから、そういうような全体の大きな流れの中と、それから個別のいろいろな問題のすり合わせをしながら、毎年毎年どういう施策を考えていくかという、非常にある意味では難しい問題ではありますけれど、一方において受け手の側の一般市民、国民はなるべく早くともかくこういう体制を作っていただかないと、電力はどうなっていくという話にも絡めて、非常に不安があり、国自身が政策をどういうふうを選択していくかというようなところにも関わっていくということもあるでしょう。非常に難しいのですが、やっぱりそういうような問題であるということ、ちゃんと背景に置きながら、24年度の施策はこうであって、これをどういうふうにかえるというようなところが見えていて、その後には私たちとしてはどういうものをコメントとして蓄積していくかという、そういうことなのかと思います。

何しろ出来てから半年ちょっとの間にこれだけですよという、これを評価してなんておっしゃられても、なかなか我々もそうでしょうというようなことで終わってしまわざるを得ないところもあるので、

もっとロングレンジの中で、長い目を見たときにどうあるべきかというようなことを、やはりいろいろな機会を得て議論しながら、今後進めていければと、そんなふうに思います。

そういうことで、24年度はともかくやってみるということなのですかね。この分析表というのがまた非常にどうにも、ほかのところでこういうものを使っていろいろ政策評価をやっておられて、一体ちゃんと成果が上がったケースってあるのですか。それはちょっと冗談めかして申し訳ないのですが、やっぱり実効のある評価というのでしょうか、その評価を次の施策に活かしていけるような形でこの分野を進めていかななくてはいけないかなと、そう思っておりますので、ちょっと余計なことを申し上げました。

よろしいでしょうか。どうぞ、城山委員。

○城山委員

若干細かい点ですが、考え方にも関わるかなと思うので、お伺いしたいのですけれども、資料3の政策体系のところ、信頼の確保のところが一番上が政策の独立性・中立性の確保というのがある、その二つ下ぐらいに透明性という話がかかれていて、他方、今、御紹介いただいた資料4の9ページだと透明性・中立性の確保となっていて、一つは独立性という言葉がなくなっているのだけれども、中立性と独立性というのはどういう関係のものとして認識されているのかということと、これはこれまでやったことは中立性に関わることで、独立性に関わることはなかったからこうなっているのかとか、そういうところをどう整理したらいいのかということをお伺いしたいということです。

これは、若干私自身の考え方になるところもあるのですけれども、中立性というと、何か対立する勢力があって、それから離れていますというイメージですよ。果たしてここでやることは、むしろ私のイメージで言うと独立性の確保だろうなと。つまり中立性の確保と言われていることも、行動規範、詳細ちょっと思い出せませんが、多分事業者との関係等で、要するに切れていることを求めるということだと思うのですけれども、それは別に中立というよりかは、要するに事業者の観点から独立しているということを実質言わんとされていると思うので、実は多くのことは中立性というよりか、むしろ独立して判断するというところを、どう確保するかということが、私の考えとしてはメタなレベルとしては大事ではないかなと思うので、ちょっとそこをどう考えるかということで、ここに中立だけで書かれているのはどういうことかということをお伺いしたいと。

それから、今座長の言われたこととの絡みで言うと、おそらく今ある政策体系の中でも、そういう意味で言うと独立性とか有効性、効率性みたいなところというのは、多分まだなかなか十分いろいろなことをやる余力のあるところではないというところがあって、抜けているという部分も、おそらくあると思うので、そういう意味で言うと今の段階では多分起こり得る中立性というところの話までで

止まっています、多くはまずは透明性の確保のところ、いろいろなこの会議の公開等も含めて、やられているということかなと思うのですけれども、ちょっとその辺り若干、御説明いただければと思います。

○田中委員長

御指摘のように、独立性というのは極めてこの委員会が発足するに当たって大事だということで、法的にも三条委員会という位置づけになっています。これは一つはまさに事業者、それからいろいろな政治とか、そういったところからの独立性ということに、これは私たちの一番の基本になるところかと思っています。

中立性というのは、いわゆる今御指摘のように単に引いているということではなくて、我々の判断が何かに左右されるのではなくて、中立性を確保するために具体的にどうしたらいいかということですが、それはもうやっぱり科学技術という、一つの客観的な指標をもとに判断するという意味での中立性を確保しようということやってきています。そういうことで、今いろいろやってきていますが、いろいろな世間の評価では孤立しているとか、独善とかという、そういう評価もあるのは承知しております、その辺はこういう中でも、是非端的にお願いします。

事業者との話し合いを否定しているわけではないのですが、必要だという認識はあるのですが、いろいろな最初の段階で決める段階から、全部相談しなければいけないのかどうかというところにおいては、いろいろお考えの違いがあるというようなこともあって、どちらがいいかというのは、私どもは私どもなりの判断でやっているのですが、世間ではいろいろな意見があると、こういう状況かと思っています。

○城山委員

おそらく今おっしゃっていただいたことから考えると、中立性というのは科学をベースに判断をされるという最初お話しされたことを、むしろ言わんとしているということかなと思うのですけれども、そのときにここもある意味では考え方のことかなと最終的に思うのですが、科学をベースにというときも、最終的には別に科学だけで判断できるわけではないわけですよね。まさに規制主体として、独立判断としてこれがあるべき、規制基準のレベルですということ、おそらく判断されるので、その判断というのを「中立」というので正当化するのがいいのか、もちろん科学はベースなので、中立ということがだめだということはないのですけれども、最終的には科学をベースにしつつも、まさに独立規制委員会としてここまではやるべきですよという、ある種の専門的な独立性に基づいた判断なのか。そこでおっしゃられたように、事業者に聴いてはいけないということはないのだけれども、もちろんいろいろな人の意見は聴くんですけど、最終的には委員会として判断して、その判断が信頼され

るかかどうかというのは、まさに一番重要な問題だと思うのです。そういう意味で言うと、確かに科学的な根拠はベースですけれども、最後は独立した判断というのを、どうやって世界的に信頼されるものにしていくかというところが、一番大きい課題というか、ミッションなのかなと伺っていて、ちょっと私はそういう感じを受けました。

○田中委員長

御指摘のとおりだと思っています。

○鈴木座長

この公平性・中立性というのは、結局その裏に説明責任というか、アカウンタビリティがあるわけです。ですから、科学的なデータに基づいて、あるいは独立性を持って判断をして、それをやはりどう説明をして、国民に納得してもらうようなものを作り上げていくかという、その過程でそれがあある種、中立と透明性をもちろん確保していかなくてはいけないということなのですが、やはり透明性が確保されて周辺から期待されてくるようになるのは、一体どういう判断が本当にそこでの確に下されていくかという、そのコンテンツ、中身ですよ。

その辺のところも、やはり三条委員会ということで、独立性を持った委員会という形で作られながら、こういう評価委員会ができて、独立性を阻害するようなことになったのでは、どうも何となく一貫していないなという感じがしないでもないのですが、むしろそういう意味での三条委員会が頑張っただけように、私たちは背中を押させていただくという、そういうことかなと思っております。

それでは、この24年度の事業、これにつきましてそうすると具体的にはその次のステップになるのかな。これについてはそれぞれ事後ではなくて自己評価をいろいろしていただいたものを、次の段階で私たちが拝見して、そこでどういうことになるのかやってみないとわからないかもしれませんが、7月の段階でおまとめさせていただく。重要なのはむしろ平成25年度、次の時代になりますが、そういうところでどう進めていくかということだろうと思いますので、それにつきましては、それでは議事次第の4番ですね。説明をお願いいたします。

○熊倉企画官

続きまして、資料5から御説明をいたします。

今、お話がありましたように、今年度どういう評価をやっていくかという具体的なお話になります。この25年度の事後評価実施計画は、3月の委員会の段階で決定をさせていただいておりますが、計画期間が25年度でございます。2番目の事後評価の対象とする施策ということで、この政策体系に沿った形で三つの柱にくくってやっていこうと考えております。

実施方法でございますが、最初に事前分析表の作成というのがございます。これは、平成24年度か

ら各省庁共通で実施することになっておるものでございまして、評価自体は大体夏ぐらいに取りまとめということですが、その評価をする前に、評価の前提となる事前の想定というのを考えて、明示を下さいというものでございます。政策評価に当たっての目的、目標、達成手段とか、そういったものが大きな政策目標の実現にどう寄与するのか事前に想定して、事後においてこの想定が、想定どおりかというのを検証して、政策の改善に充てていくと、そういう考え方で作る表でございます。様式というのは各省共通で示されておりまして、後ほど資料6で御説明をしたいと思います。

それから評価書の作成でございます。これは24年度施策を各所管課室でやるという、先ほどのお話でございますが、できるだけ客観的な指標を使って、測定を行って現状課題を分析して評価を行うということであります。この評価書の様式というのも定めまして、それを当課のほうで取りまとめをいたしまして、この懇談会に御意見を聴くという予定でございます。

それから評価書ができ上がりましたら、メールフォーム等を通じて国民から御意見、御要望というのも寄せていただくということで、それは関係課室で活用したいと思っております。それから評価の結果につきましては、26年度の施策の企画立案、予算要求に活用ということで、ちょうど予算要求の時期が夏でございますので、活用できるものはそういったところに反映をしていきたいと思っております。当政策評価・広聴広報課におきまして、しっかりそういった評価の結果が政策に反映できますよう、関係課室に意見を述べていくというのもやってまいりたいと思っております。

それで、資料6でございます。これは24年度施策に係る事前分析表ということで、厳密に申し上げますと、24年度の前分析表は昨年度の春とか夏に本来できていないといけないものですが、何分規制委員会がまだできていない時期でしたので、この時期になっています。そういう意味ではかなり遅れて作られているものでございますが、今回の御議論も踏まえて、25年度の前分析表というのも別途作ることにしています。

今日、この資料6について御議論いただいた結果は、24年度実施施策の評価に当たって、反映をさせていただきたいと思っております。それで紙が3枚になっていますけれども、これもさっきの三つの柱に沿ってまとまっております、一つ目が原子力の安全規制、達成すべき目標として原子力・放射線施設の安全確保というものでございます。これの測定指標、目標でございますけれども、先ほど飯塚先生からお話がありましたように、評価の手法というのは確立していないものですから、なかなか試行錯誤なところがございます。一つの案といたしまして、原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数、同じく第15条による通報件数というのを掲げまして、これは右側に説明がありますけれども、10条事象というのが原子力事業所の敷地境界付近で一定基準以上の放射線量が検出、15条となりますと、もう緊急事態になっているということで、いわば事故を表すものでございます。こういった

事故が起こらないように規制を使って未然防止を図るとというのが、規制委員会の本分であると考えまして、これを毎年度ゼロ件にするという、ある意味当然でございますけれども、こういう目標を掲げてみたらどうかというものであります。

それから下は定性的な指標になりますけれども、先ほど資料4でも御説明しましたように、改正原子炉等規制法の施行というのが当面の課題でございますので、そういった新たな規制基準を作っていく、7月、12月と期限がございますので、それを目標に掲げております。それから6番目で、原子力施設の審査・検査の実施ということで、法律に基づく定期検査、保安検査というのを厳格にやっていくというのも目標に掲げております。

7番目の福島第一原子力発電所の監視・評価というのも、先ほど御説明したとおり重要な課題でありますので、目標に掲げてみました。それから8番目が原子力安全研究計画の策定ということで、規制当局の課題を特定し、これを解決するための安全研究というのを計画として取りまとめまして、関係独立行政法人と一緒に運用していくというようなものを目標に掲げております。

その裏面に達成手段というのがありますが、各省共通のフォーマットとしては、関連する予算を書くことになっているようでありまして、このように列挙をしております。関連する指標という欄に、6とか8とか数字がありますけど、これは前のページのさっきの指標と対応する数字でありまして、御覧いただくように、8番目の原子力安全研究の関係で、いろいろ予算を取っております。それから6番目というのは、規制の実施に係る実務のための費用でございます。こういったものは予算として確保しているところでございます。

続きまして2枚目、原子力災害対策でございます。達成すべき目標として、政策体系にあります危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和というのを掲げております。測定指標として、定量的なものもなかなか難しいところがございますが、防災研修というのを実施しておりまして、これについては回数とか参加人数の目標が立てられますので、これを達成したいと思っております。これによって、自治体の職員とか地元消防等の防災業務関係者が、しっかり防災対応できるようなところにつながっていくのではないかとということで掲げました。

それから定性的な指標といたしましては、当面の大きな課題であります原子力災害対策指針を作る、法律に基づいて規制委員会の仕事に明確に位置づけられていますので、これを作っていくというのが課題でございます。3番目は緊急時のモニタリングの実施に係る指針であります。これも原子力災害対策指針の一部になってまいりますけれども、規制委員会に監視情報課というのがございまして、モニタリングが一つの大きな政策のくくりになっていきますので、目標として特出しをしております。その裏面が関連予算でございます。

次に参りまして、3枚目の紙です。原子力規制行政に対する信頼の確保でございます。これも先ほどお話があったように、どうやれば信頼の確保、回復というのがなるのかというのは、よく考えないといけないところでございますが、当面特に力を入れているのが、透明性の確保の分野でありまして、この会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合というのを定量的な指標に上げています。一部核物質防護の関係で、非公開にせざるを得ない会議もあるのですけれども、そういったものを除きまして100パーセント公開をやっていく、公表をしていくというのを目標に掲げたいと考えております。

それから、情報発信のツールとしてホームページが非常に重要になってまいりますので、その利用のしやすさということで、JIS規格（日本工業規格）の等級Aという、わかりやすさの指標というのを選択してはどうかと考えております。

それから定性的な指標といたしまして、人材の確保の関係で職員研修を実施していく、これはプログラムを作って運用していくということで記述しています。それから国際機関とか大学研究機関との人事交流、こういったものも職員の専門性、能力の向上に資するのではないかとということで、記述しております。それから国際関係では主要国との協力に関する取り決め等の締結というのが、目に見える指標になりますので、これも記載してはどうかと考えております。こういった形で、我々の規制委員会の取組が進んだかどうかというのが、どのぐらい推し量れるものかどうか、非常に悩ましいところがございますので、御議論いただければ幸いです。

私の方からは以上です。

○鈴木座長

この事前分析表というのは、平成25年度の実施施策についても、もうできているわけですね。

○熊倉企画官

失礼しました。厳密に申し上げますと、25年度の施策の事前分析表は、これから作ることに なります。

○鈴木座長

そうすると、予算がついて、実際に事業が動き出してから事前分析をするのですか、事前分析というのは。

○熊倉企画官

24年度の施策を、今年度評価するわけでございますので、その評価する前に、本来は去年の半ばぐらいにはこういった事前分析表ができてなくてはいけない状態だったんですが、規制委員会が発足していなかったものですから、今の時点になっているということでございます。ただし、評価はこれからですので、こういった事前分析表を作ることによって、評価の仕方について御議論、御意見いただ

けるのではないかと思って、急ぎ、作成を試みたものでございます。

○鈴木座長

評価のための事前分析ということですか。

○熊倉企画官

そうです。評価をする前の。

○鈴木座長

わかりにくいですね。

○熊倉企画官

おっしゃるように、本当はもっと早く年度の最初の方でできてないといけないものではございます。

○鈴木座長

むしろ予算を策定する時期で事前分析をして、概算要求につなぐというのが本来なのでしょうね。この1ページ目と2ページ目のそれぞれいろいろ測定指標が上がっていますね。2ページ目を見ると、せっかく九つも上がった指標のうち、実際にその事業に反映されているのは二つか三つというわけですね。何のための指標ですか、これは。

○池田長官

これはよく御承知かと思いますが、政策評価というのはもともと予算の有効性を見ようという要素が強かったのですね。その意味で予算との関係がどうしても必須として出てきておるのですけれども、ただ、実際には政策評価が全て予算と結びつけられるわけでもない部分が多いと思うのです。

○鈴木座長

そうですね。

○池田長官

その意味で、前に書いてある測定指標と、後ろの予算のところがちょっとずれているのですけれども、両面から評価をしていただければ、予算の効率性という面とそれから本当の政策もどのように遂行しているかという、その両面から見ていただければと思っておるのですが。

○鈴木座長

なかなかそこを微細にということになると、とても年に何回かお会いするだけではどうしようもないという面もありますね。ともかく平成24年度に関しましてはこの形で、7月まで進めていただくということになるのでしょうか。

どうぞ。

○飯塚委員

しかるべきときにしかるべきことが、ということは抜きにしまして、この手の評価をどうするのかということだけで考えてみたときに、いくつか思うところがあります。これはえらい委員を引き受けたと反省をしているというか、悔やんでいるのですけれども、真面目にやったらえらい大変になると思いますが、少なくともこんなことを考えたいなと思ったことを、ちょっとお話しさせてください。

一つは、何か実施しましたというときに、結局、実施するには目的があるわけですから、目的なり狙った結果ができているかどうかというのも測りたいなというのがあります。かつ実施したことを本当に計画どおりやったのかどうかですね。それがあるかなと思います。それから、何かをしたときには必ずその結果に対して利害関係者は結構いるので、どういう人のどういう視点で評価するかという評価軸が変わるかもしれないので、誰の目で見ればいいのかということについて、項目によって違うかもしれないと、考えたいと思いました。

それから、あることを評価するときに、言ってみればある活動をするのは目的達成するためですから、その目的達成度合いを見るのだけれども、同時にやっぱり効率なり生産性といいますか、どのぐらいうまくやったかということ、やっぱり見たいなという感じがいたします。

それからこんなことも考えました。これは規制というのは直接全ての仕事をしているわけではないので、全体をいい方向に誘導するとかを考えているわけなので、総合的な結果とともに、規制が直接貢献したのはどの部分なのかということについて、可能な限り、これは難しい、非常に難しいと思うのですけれども、可能な限り測りたいなという感じがしまして、そういう工夫をしたいなと思いました。

で、ここの一番上に上がっている0件という目標があるではないですか。これというのは、確かに総合的な結果の重大なもの件数ですよね。そうなのだけれども、それに対する貢献というのは規制だけではないですよ。まず、0かどうかということだけで見るのはちょっと悔しいので、もうちょっと測るためには、これは難しいのだけれども、もう少しレベルを下げた、基準を下げたときの件数がどのぐらいあるとか、もしくは最終的には何も起こらなかったけれども、そこに行く過程において途中で規制があったがためにうまくひっかかったとか、捕まるかどうかわかりませんよ、わからないけど、そんなものであるとかいうような、何か最終的な結果だけではないものをここに測れるなら、計測するのにやたら拘束かかっちゃ意味がないのですよ。意味がないのだけど、比較的自然に集まってくるデータで集計できるのなら、そんなものを使いたいなということを考えたりもいたしました。

もし僕が何かチャンスがあって、全てではなくてあるケースについて、それが規制としてきちんとやられているかどうかということを見なければいけないとなったら、多分PDCAで見るかもしれないと思いました。なぜかといいますと、Pというのは目的の設定と目的達成手段を決めることが成り立ちま

す。そうするとこれは目標が正しかったのかと、これはもちろんビジョンとかミッションというところにあわせてやればいいと思いますし、あるいは社会ニーズとかいうところから見て、本当にその狙いでよかったのかなということを、これは評価するのが難しいですね。

次に、その目的を達成するために、どんな手順なり計画なり実施計画を作ったのだろうかということ。それは目的達成する上で合理的なのかということもあるし、それから手段そのものにある種のリスクを伴うこともありますので、リスクの観点などから見た場合には、本当にその手段でよかったのかどうかということを見たいなということ、ヒアリングするならしたいなと思います。

次に、Doですけれども、Doのためには二つあって、目的達成する手段を実施するために用意しておかなければいけないものがある。これは人であり、お金であり技術であり、様々に用意しておかなければいけないわけで、それは本当に整っていたのかということの評価したいなと思いますし、次に、実際に行動を行うわけだけど、その行動は計画どおり実施したのかということです。そんなことを見たいなと思います。

Checkのところでは、本当に事実に基づいてCheckしたのか、それからただ単に結果を見るだけではなくて、多分ある種の分析みたいなものをなされるわけですから、しかるべきデータが集まってきて、どんな構造になっていたかということやちゃんと見たのかということ。それは実はその次のActionに対して応急的に処置をする、要するに迅速、正確あるいは誠実にやったかとか、あるいは事後の影響拡大防止のために適切に処置できたかというようなことについて見たりしたいと思いますし、もしくはもうちょっと上にいくと、再発防止とか未然防止のためにはきちんとした問題の構造本質を捕まえて、次に活かせるような知見、知識、それを残し得たのか、そんなことをいくつかのケースで見ることによって、多分その手のことが同じような行動基準、同じような価値観でもって動いているのだろうということと、いくつか代表的なものについて先ほど申し上げたような観点から、そこそこいつているならばいいのかなというのが見たいなということ、何となく思いました。

その視点で、これから出てくるものに対してどこまで意見が言えるかどうかわかりませんが、もし計画するならばそんなことを考えたいなという感想も含めて、えらいことを引き受けちゃったなと思って、若干悔いています。1回だけやってみようかなと思っています。

○鈴木座長

ここでいろいろ通報件数とか、そういう一般の交通事故を防ぐとか、そういう話とはやっぱりリスクの大きさが違うわけですね。だから、なかなか一般的な分析表みたいなものをここへ当てはめるという話が、そもそも無理なところもあるので、そういうところも含めて、おいおい少しアップグレードしていくということになるのでしょうか。これだって1件とていうのが出たら、大変でしょう。こ

れ全部壊滅ですよ、こんな議論は。どうぞ。

○田尾委員

先ほどの飯塚委員の御意見と関係するのですが、この指標にいわゆる特別措置法に言う10条、15条の指標を取り上げるということですから、もう少し事故のレベルを下げるということ、例えば原子炉等規制法による事業者に対して通報を義務づけられているような、いわゆる故障とかそういうものがございすけれども、それをここに含めて、測定指標に取り上げたほうがいいのではないか。つまり国民的な関心事からしますと、やはり大きい重大事故、つまり10条、15条のような事象だけではなくて、やはりそれ以下のレベルの問題についても、かなり国民としては関心を持っていることであらうから、この10条、15条の通報事例、通報件数というだけを取り上げずもっと広げたほうがいいのではないかと、こう感じております。

結局、この通報件数とか、そういう件数で取り上げますと、非常に定量的に計算できるというか、判定はしやすいようなのですけれども、先ほど飯塚委員が言われたように、各種の規制を講ずることによってどこまでこれが減るか、あるいは増えたかと、そういう問題と結びつけ、いわゆる効果を考えますと、なかなか判定しにくいということもあります。ただ、今回についてはいろいろ試みをして、どうしてもこの効果の判定はできないとか、あるいは意味がないということであれば、今後来年以降また考えていくという、そういう試みとしてやってみれば、今回この通報件数など、もう少し広げた上で指標として取り上げるということはどうだろうか、このように考えておりますが。

○鈴木座長

どうぞ、大島委員。

○大島委員

そもそも論に戻るコメントになるかと思いますが、規制委員会・規制庁はあれだけの大事故があって、それでいろいろな反省に基づいて新しい体制を作ろうと、こういうことになったのですね。アメリカの場合には御承知のとおりで、1979年のスリーマイル島の事故があって、アメリカの原子力規制にとってはいろいろ反省する機会になり、それでいろいろな改革がアメリカで行われたと。NRC（米国原子力規制委員会）の人たちに聴けば、相当時間がかかって試行錯誤を繰り返しながら、今のNRCにだんだん完成していったといいますか、でき上がって、その間に相当時間がかかったという事実があるわけです。

日本の場合には、今回はスリーマイル島事故どころではない、大型の事故が起きた。それで、それを契機にいろいろ改革をしなければいかんということで、今の体制ができて半年やっとなんかたつたところなんですけれども、そこで冒頭御指摘があったように、やはり一つの時間軸というのを頭に置きながら

評価していかないと、ちょっとあまり現実に合わないことになりかねないのではないかなということ
が一つあります。

それから2番目に、規制庁・規制委員会ができて、それでとりあえずできたのは、元の保安院、それ
から原子力安全委員会の事務局、それから今度は4月1日からセーフガードとモニタリングが文部科学
省から移ってきて、つまり事故前に存在したものを寄せ集めてできているわけですね、規制庁とい
うのは、基本的に。そのサイズもそういうことで。

まず、そこで二つ考えるのですが、一つは日本のこのサイズです。組織の規模、これでいいのかと。
十分にしっかりした原子力安全の仕事が、これでできるのかと。単純に比較しますと、アメリカは104
基の原子炉があって、4,000人いると言われているわけですね。日本は50基、半分弱。ですから、単純
に言うと2,000人ぐらい居ていいのではないのと。アメリカ人よりも日本人はより効率的だから、もう
少し少なくてもいいとしても、そもそも規模が、きちっと仕事をやるについては、これでいいのとい
う点もあると思うのです。

それからもう一つ、もっと大事なことは、専門性、これも福島事故の後のいろいろな事故調査報告
書の中で出ました。専門性がやはり足りない。事業者のほうがよく知っている。規制側が専門能力、
専門知識において劣っているというようなことで、いろいろな指摘がなされたわけで、そこでこの政
策体系の3番目に先ほどありましたように、専門性の向上・育成・研修とか、それから国際的に通用す
るような人材の育成も含めてやらなければいかん。

これはやはり年度ごとの計画というよりも、ある程度中期目標というのが本来やっぱりあって、例
えば向こう5年ぐらいの間に、大体これぐらいのことを達成していくということがあって、それでそれ
をもとに単年度でその目標に向かってちゃんといっているかどうか。それから目標を達成するために
必要な予算手当がなされているかどうかといったようなことが、やはり政策評価されていくべきで
はないかなと思うのです。

私はたまたま委員会の中では、主として国際的な面を見ておりますけれども、例えば発信の問題が
あります。国内に対する説明責任を果たすということも大事なのですけれども、これだけの大事故が
あったときに、世界が大変注目していると、いろいろ発信しなければいけない。発信するときにやっ
ぱり英語でやらないといけないのです。今、ウェブを御覧いただくとわかりますけど、英語のとこ
ろをクリックしますといろいろ出てきますけれども、大半のものはavailable only in Japaneseの状
況なのです。つまり今まで事故前にやっていたのと同じような仕事の体制で国際関係もやっている。
事故がなければそれで済んだわけでしょうけれども、果たしてこういうことでいいのかと。英語によ
る国際発信をするためには、スタッフがやはりきちっと、もうちょっと強化しなければいけないなど

というのが、私は担当していて感じるものの一つですが、そういうことがいろいろあるわけですね。

ですから、それは細かいことを一々挙げる必要はないわけですが、私が言いたいことは、そういう体制の強化、能力強化については単年度ごとに見ていくというのは、おそらく非常に委員の先生方も難しいのだろうということなのです。ある程度中期的な達成目標というのが、ぼんやりとしたものであっても、何かやっぱりあって、それに向けて単年度で評価していくという、そういう視点がどうも必要ではないかなというのが、先ほどからの議論を聴いてちょっと感じましたので、申し上げたいと思います。

○鈴木座長

城山委員。

○城山委員

時間軸の話、まさに大事な点で、そのときに単年度で見るときも、おそらく単年度で達成できるレベルの目標だけで書くのかというと、実は達成できない目標でもいいのかもしれない。目標を達成できなかった場合に、政策評価の使い方は両方あって、達成できないということは無駄だからやめてしまえという話と、達成できないのは資源投下が足りないのだから、継続的な資源投下が必要だという論理で使えるところもあるので、それを考えると、まさに中期の話は必要ですけども、中期を作った後で単年度で達成できる目標を毎年ちゃんと書いていくのか、目標はもう中期で書いていて、単年度としては達成できないとしてもそれに対して徐々に近づいていくみたいな書き方をするのか、多分そこは両方あり得ると思います。

あとちょっと一言だけ、この資料6は多分今年度の話の材料にも使われるかもしれないので若干一つだけコメントさせていただくと、例えば6のところ、検査・審査のところには先ほど議論させていただいた科学的・合理的根拠でやれという話があるのですが、基準を作るという3、4、5に関わるところは、時限に間に合うということしか書いていないです。もちろん時限に間に合うことは大事なのですが、こここそまさに科学的根拠に基づいて、きちっとやっていくということが先ほどの中立性とか独立性にとって重要なことなのです。何かその辺りが世間に注目されているところだけ若干書いているところがあって、だんだん一番資料3でいろいろなことが書いてあるのから、少し狭まってきて、この資料6になるともっとデータが取れたり、世の中で注目されていることだけ書いているようなところがあるので、ちょっとそこは特に今年度のこの表を作るときには注意していただければなと思いました。以上です。

○飯塚委員

お話を伺っていて、ちょっと気になることが出てきてしまいまして、それは何かというと、ここで

評価した結果というのは、透明にするわけですから、出ていくわけですよ。これはまたこういう席で言うのはちょっと問題発言かもしれないけれども、受け止める側が、きちんと出てきたものを理解できるだけのレベルにないと、かえっていろいろなことが起きますよね。

かえって変なことが起きるのではないかと思うこと自体が、また透明でなくして、まずい社会を作るわけでございまして、先ほども、例えば重大事故件数を0というのは0だからいいのだけれども、それをレベルを下げた場合、何が起こるかという、考えてみると、簡単に下げたらいいのではないかと言いましたけれども、下手に数字が出てきたときに何が起こるかという、ほら0でないのではないかと、危ないということで、無用のというか、不必要な、様々な副作用が起きてくる可能性もあるわけです。

そうすると、出てきたものをきちんと読み取れる社会といいますか、受け入れる基準がどの辺かというところは、これから合意を得ていかなければいけないかもしれませんけれども、それも作っていかねばいけないのだという課題があるということなのですが、こちらとしては全てきちんとした人ばかりなのだということで、できるだけ透明にいろいろなものを出していくようなことのできたいと思うし、それをきちんと伝えていくための努力というのを、規制庁はもちろんそうだけれども、特にメディアの方たちというのは、ただ、煽るだけではなくて、どういうことなのかということを中心に解説していくようなこと、これもしていただきたいなと思います。そうでないとせっかくやっている、この行為そのものが、変なふうに通られる可能性だってないわけではないと思います。

○鈴木座長

最初に御挨拶のときに申し上げましたが、やはり重要なのは原子力利用に関する文化を作っていく、その中核にあるのは第三条委員会である原子力規制委員会であってほしいと思うわけです。

そういうところで、我々がやはり応援するというときには、今年度の職員にはこういう方々がおられて、予算としてこんな項目を立てて、これなら1年間で達成できるみたいな表が出てきても、あまり意味がない、やはり最終的にどういう文化を作るのかという、そういう骨太の訴えかけのようなものが基軸にあって、それに沿って今年度はこういう事業が動いていくというような形を、評価という仕組みをとりながら、そういう将来の大きな流れ、目標に向かって動いていく。そういう事前分析表を、是非設計していただいて、それに沿ってそれぞれの事業も評価していくということにならないと、今のこの段階ですと、この枠の中に何を書こう、書き込まれたものができたか、できないかというのを見ていても、あまり面白くはないですね。

しかし、三条委員会としての原子力規制委員会が発足して、これから本当に大事なところだと思いますので、委員長はじめ委員の方々、是非よろしくお願ひしたいと思ひますし、そういう意味で、本

当にこれからメディアの方々も一緒になって、どういうものを作っていくか大事なときにあるのだらうと思います。そういうところで、この評価懇談会が、いろいろな形でお手伝いできるように、そういうことで進めていければと思っております。

ちょっと時間も押してまいりましたが、遅れて来られて何か御発言ありますか。

○町委員

どうもすみません、遅れてしまいました。

○鈴木座長

ちょっといろいろな議論の流れがおわかりになりにくいかと思いますが。

○町委員

でも、今ちょっと聞いただけでも、やや根本的なものの議論が必要なような段階なのかなという感じなのですが、伝えるマスコミにいた立場から発言させていただければと思っておりますが、今、飯塚先生からもありましたように、一般の方たちはやはり事故から2年経っておりまして、やや若干原発の放射能の影響に対する不安というの、福島以外のところでは徐々に薄れてきているような気がしています。でも、ただ大事なものは、やはりデータはきちんと出していくことが大事だと思っております。

先日も福島で甲状腺がんの子どもが3人見つかったというデータが発表されましたけれども、ただ、あれも先ほどの事故の件数のお話もあつたのですけれども、ただ単にその数字を発表しただけだと、その3人は多分原発の影響でがんになったのではないであろうという因果関係は、まだ現段階では不明でありますけれども、やはりテレビでは数字がひとり歩きをしてしまうということは、本当に気をつけなければいけないところで、それを正しく説明し、情報発信をしていくことがすごく大事だと思っております。それは1回だけではなくて、丁寧に何度でも何度でも繰り返し同じことを伝えていくということが、とても大事だと、伝える立場にいた人間として思っております。

本当に今回の原発の事故が起きて、専門家の役割という、あと伝えるメディアの役割というものは何かというのを、すごく考えさせられました。今、原発を完全に安全と言い切ることは、放射能の影響に関して今、現段階では4～5年見なければ本当にその影響があるのかどうかというのはまだわからない、多分誰にもわからない段階だと思っております。

今回の日本の原発の事故が起きたときに、チェルノブイリのことがやはりいつも比較に出されました。今後もし不幸にも、もう一度世界のどこかで原発の事故があったときに、2011年の日本の時とは違って、比較の対象に絶対出される案件になってしまったことは間違いないので、今いろいろな健康調査なども行われておりますけれども、きちんとしたデータをずっと追跡して残しておくということが、日本国内だけではなくて、世界に対しても事故を起こした国の責務だと感じておりますので、そ

ういったデータの蓄積を、是非原子力規制庁のほうではしっかり各自治体で健康調査もばらばらで行われて、一つに集約されていないという現状も現場ではあるとお医者様からも伺っていますので、是非そういったデータの集積、そして正しい分析と、説明、そういう責任を負っていかねばならないのかなと思っています。

遅れて来ましたので、ちょっと前半の先生の御意見が伺えなくて、重複している部分もあるかと思うのですが、やはり情報発信という意味で、先ほどホームページも英語で世界の人たちも閲覧するかもしれないということも踏まえた上での情報発信というのも非常に大事だと思っております。

すみません。ちょっと駆け足・急ぎ足でまとまらない意見となってしまいましたが、町亞聖と申します。今後もよろしくお願いいたします。

○鈴木座長

それではよろしいでしょうか。いろいろ先生方、委員の方々、そしてまた事務局のほうでもおっしゃっていただきましたが、事務局のほうでその辺の御意見を総括していただきたいと思います。7月まで大変な御努力を求めることになるかもしれませんが、trial and errorという面もありますから、ともかく最初の年はこれで動いてみながら、事務局のほうでまとめる段階でも、いろいろと問題を多分感じていただくということが大事だと思います。

通常の政策評価とは違うのだというところを、きっちりと認識していただいて、評価書そのものもどういうふうに作り上げていくのか、評価の仕組みもどうあるべきかというようなことも含めて、少しお考えいただいて、そういうところでまたこの懇談会で議論をさせていただければと思います。

それでは、評価書の案というような形でまとめた段階で、また次の懇談会ということですね。では、事務局のほうで、この後のスケジュールを御説明ください。

○熊倉企画官

今日いただいた御議論を踏まえまして、事前分析表のあり方をまた考え直して、各担当課で評価をやっていくという段取りになります。時期的には7月目処には評価書の案の形に取りまとめたいと思っておりますので、またそのぐらいの時期になりましたら、日程調整の御案内を差し上げたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○鈴木座長

大変な難題を引け受けてしまったということを感じていらっしゃるかもしれませんが、もっと難題を抱えておられるのが規制委員会の委員の方々ですから、是非そういう意味では規制委員会に力を発揮していただくように、応援をさせていただければと思います。

それでは今日はこれでよろしいでしょうか。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとう

ございました。

以上